**２．長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき所管行政庁が定める図書**

１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第３号）（以下「省令」という。）第２条第１項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一　登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

二　登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

三　住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

四　長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第３に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

五　「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第３号に関する基準」（以下、「居住環境基準」という。）１の各号の制限に適合する旨の証明書が交付されている場合にはその写し。ただし、増改築工事で証明書が交付されない場合の申請にあっては、居住環境基準に関する確認書（様式第１）

六　都市計画基本図の写し

七　地盤調査検討書（地耐力の確認及び設定地耐力への対応の確認のできる資料を含む）

八　建築基準法に基づく確認申請が必要な地域の増改築申請にあっては、申請に係る既存建築物の検査済証の写し又は建築確認台帳に係る記載事項証明（完了検査を行った行政庁等が交付したもの。）ただし、既存建築物の検査済証の写しが添付できない場合にあっては、既存建築物の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあっては「確認通知書」。）の写し及び既存建築物に関する確認書（様式第25号）。都市計画区域外など確認申請が不要な地域の増改築申請にあっては、既存建築物に関する確認書（様式第２）。

２　省令第２条第３項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

　一　住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

　二　住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

様式第１

居住環境基準に関する確認書

　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に基づき愛知県が定める居住環境基準に関する基準1の各号で定める届出、許可等が不要であることを担当課に確認しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居住環境基準に関する基準1の各号 | 担当課 | 確認月日 |
| １（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等） |  |  |
| ２（景観法第8条第1項に規定する景観計画） |  |  |
| ３（建築基準法第６９条の規定による条例に基づき認可された建築協定） |  |  |
| ４（景観法第８１条第１項に規定する景観協定） |  |  |
| ５（景観法に基づかない景観に関する市町村の条例） |  |  |

※表中の基準各号で該当しない欄は斜線をうってください。

建築士事務所名

建築士種別　　　　□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士

建築士番号

建築士氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２

既存建築物に関する確認書

【１．地名地番】

【２．敷地の区域】

□都市計画区域内

□市街化区域　（用途地域　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□市街化調整区域　（許可要件等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　（例:都市計画法第34条第14号開発審査会基準○号による許可、線引き前建物の建替え等）

□既存建築物について許可要件等のとおり使用している

□その他

□準都市計画区域内　（□特別用途制限地域内　□特別用途制限地域外）

□都市計画区域外

【３．敷地面積】

【４.建築面積】 ( 申請部分　　　 )( 申請以外の部分 )( 合計　　　　　 )

【ｲ.建築面積】 ( )( )( )

【ﾛ.建蔽率】 ％

【５.延べ面積】　　　　　 ( 申請部分　　　 )( 申請以外の部分 )( 合計　　　　　 )

【ｲ.延べ面積】　　　　　( )( )( )

【ﾛ.容積率】 ％

【６．既存建築物の構造】

【７．既存建築物の新築及び増改築を行った時期】

　新築　　　　　　　　年　　月　　　　　　　増改築　　　　　　　　　　年　　月

上記時期を確認した書類　□登記事項証明書　□工事契約書　□その他（　　　　　　　）

申請敷地内の既存建築物について、基準時の建築基準関係規定に適合していることを確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

建築士事務所名

建築士種別　　　　□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士

建築士番号

建築士氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞